

「取引所外国為替証拠金取引規程」新旧対照表

平成27年3月27日

( 下線部分変更)

新	旧
<p>第36条（届出事項の変更届出） お客様は、当社に届け出た、氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨を届け出るものとします。</p> <p><u>第39条の2（約諾書の読み替え）</u> <u>取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書第21条第3項については以下の通り、読み替えるものとします。</u> <u>「貴社が、諸届その他の書類に使用された印影を印鑑証明書の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。」</u></p>	<p>第36条（届出事項の変更届出） お客様は、当社に届け出た、氏名もしくは名称、<u>印章もしくは署名鑑または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨を届出るものとします。</u></p> <p>（新設）</p>